

町営牧場における放牧事業及び哺育育成事業の概要案について

1 管理運営に係る基本的な考え方

令和2年度中に哺育育成施設整備工事が完了するため、令和3年度にはこれまで実施してきた放牧事業等に加え、哺育育成事業が加わり、町営牧場において通年で牛の飼養管理を行うこととなります。管理運営の考え方は次のとおりです。

<令和3年度以降の放牧事業及び哺育育成事業等の考え方>

施設	事業区分	事業内容	実施主体	運営手法
町営牧場	①放牧事業	育成牛の放牧管理	芽室町	業務委託を締結
	②牧場施設等維持管理事業	作業機械の更新、牧場施設の維持等	芽室町	町直営
哺育育成施設	③哺育育成事業	哺育育成牛の舎飼管理	運営協議会	新たに設立する運営協議会の規約に基づき運営

2 各事業の内容

(1) 放牧事業

町は芽室町農業協同組合（以下、「JAめむろ」とする）と業務委託を締結（予定）し、放牧事業を実施します。牧場使用料は町が収入し、放牧運営に必要な経費を委託料としてJAめむろに支出します。事業期間、飼養方法等は次のとおりです。

①事業期間及び対象牛

5月から10月の間、概ね6か月齢以上の乳牛（育成牛）

②飼養方法

放牧飼養

③運営手法

業務委託

※従前直営で実施してきた経費を委託料に含める等、業務委託の内容について見直しを行う予定。

④牧場使用料の取扱

芽室町畜牛育成牧場管理及び使用条例に基づき、町が使用料を設定・収入

⑤条例改正

放牧業務の実態や運営に必要なコストに見合った内容とするため、文言や使用料について改正を行う予定

< 牧場使用料の改定（案） >

現在、1日1頭あたり241円の使用料を286円に改定する予定。

⑥利用予定

利用予定は、従前同様、年内に取りまとめを行い、年度内に集計を行う予定

（2）牧場施設等維持管理事業

放牧地や牧場内の道路の維持管理については町が行い、町が購入した作業機械等に係る北海道市町村備荒資金組合への償還についても、これまでとおり町が負担します。ただし、放牧事業で使用する倉庫等の建物や作業機械等の大規模修繕については、費用負担に係るルールを別に定めることを予定しています。

（3）哺育育成事業

町とJAめむろが構成員となり新たに設立する運営協議会で運営方針等を決定し、運営協議会の規約に基づき、家畜の飼養管理等、実際の施設現場の運営はJAめむろが行います。利用料金は協議会が収入し、事業の必要経費に充てます。事業期間、飼養方法等は次のとおりです。

①事業期間、対象牛及び飼養方法

6か月齢未満の乳牛（哺育牛）及び6か月齢以上の乳牛（育成牛）を舎飼飼養

※ただし、育成牛について5～10月は放牧事業で飼養管理

②運営手法

運営協議会で運営方針等を決定し、運営協議会の規約に基づき、運営する

③哺育育成施設使用料の取扱い

運営協議会の規約に基づき、運営協議会が収入し、事業の必要経費に充てる

④利用予定

22戸、1,060頭が利用予定（JAめむろ調査）

3 その他

今後の各事業の運営状況や収支状況によりますが、将来的に放牧事業と哺育育成事業について、運営協議会による一体的な運営ができるよう検討を行う予定です。

4 今後のスケジュール

11月	放牧事業、哺育育成事業運営に係る個別事項検討 (委託契約内容、条例改正、施設・機械の費用負担等協議等)
12月	次年度予算案作成
1月	J A等関係団体等との最終調整
2月	使用料等審議会
3月	条例改正、予算提案